**5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行します**

**◇新型コロナ陽性者**

長野県では、5類移行後、新型コロナ陽性者に対し、法律に基づく**外出自粛要請は求められなくなり**、発症後5日間を経過し、かつ、解熱し、喉の痛みなどの症状が軽くなってから24時間を経過するまでは、**外出を控えることが推奨されており、**その間は療養を検討することとされています。

**◇濃厚接触者**

**濃厚接触者の特定は行わず、外出の自粛は求められません。**また、同居の方などの外出自粛も求められませんが、特に5日間はご自分の体調に注意することとされ、7日目までは発症する可能性があるため、体調の変化に注意することとされています。

**◇情報提供**

5類へ移行することにより、現在県が毎日公表していた全数把握も、特定の医療機関からの報告により把握した情報を、原則毎週水曜日に公表することになります。

**◇医療機関の拡充**

県は、外来対応医療機関拡充の取組として診療時の感染対策の見直しやそれ以外の医療機関(特に内科、小児科、耳鼻咽喉科等)に対応をお願いしており、幅広い医療機関で対応する体制への移行を目指すこととされ、外来対応医療機関名等の公表は当面継続されます。

**  
◇長和町《役場本庁舎及び支所》での対応**

来庁者の皆様のマスクの着用は、国の「マスク着用の考え方」に基づき、個人の判断とさせていただきます。ただし、イベントや会議などの状況により、基本的感染対策を行うため、マスクの着用をお願いする場合がございます。その場合、室内の換気も併せて行います。

職員のマスク着用につきましても、個人の判断とさせていただきますが、業務内容によりマスクを着用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

窓口などで使用しているアクリル板は、相談室など密閉度が高い部屋を除いて撤去いたしますが、保健センターなどは、感染予防の観点から引き続き設置させていただきます。また、庁舎などの手指消毒薬も同様に当面の間設置させていただきます。

**◇国保 依田窪病院（☎68-2036）への受診**

インフルエンザと同じ扱いになるため、これまでの様に発熱者専用外来はなくなります。発熱など、風邪の様な症状がある場合はマスクを着用して、病院の受付の際に症状をお伝えいただき、看護師等の指示に従い受診をしてください。

また、クリニックなどかかりつけ医や開業医に掛かる場合は事前に連絡をしていただくことでスムーズな受診ができると思います。

5類移行となっても新型コロナ感染症が無くなるわけではございません。引き続きWithコロナの生活となりますが、円滑な移行ができますよう町民皆様のご理解とご協力をお願いします。

|  |
| --- |
| 長和町役場総務課総務係  TEL:0268-75-2040  FAX:0268-68-4139 |

